

県産木材原木加工事業者支援事業補助金実施要領

(制 定) 令和8年1月22日 7林政第223537号

第1 趣旨

この要領は、県産木材原木加工事業者支援事業の実施について、県産木材原木加工事業者支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容及び補助金額

1 事業内容

令和8年1月1日から12月31日までに、認証木材の原木を10立方メートル以上購入した、県内に本社、支社又は営業所等を有している認証機関に対して、認証木材の原木購入経費の一部を補助する。

2 補助金額

認証木材の原木の購入量1立方メートルあたり1,000円以内を補助する。

第3 事業の実施等

1 補助金の交付の申込み

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式による県産木材原木加工事業者支援事業実施申込書（以下「申込書」という。）を令和8年3月末日までに知事に提出しなければならない。

(2) 知事は、(1)により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、予算を勘案しつつ補助予定金額を決定して、申込者に内示する。

2 申込内容の変更

申込書の内容に、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに別記第2号様式による県産木材原木加工事業者支援事業実施変更（取下げ）届を知事に提出しなければならない。

(1) 認証木材原木の購入予定量（以下「原木購入予定量」という。）が10立方メートル未満となる場合。

(2) 原木購入予定量の50立方メートル以上の増減。

3 補助金の交付申請

要綱第5条に基づく補助金交付申請書に添付する関係書類及び提出期日は次のとおりとする。

添付書類	提出期日
原木を購入した際の産地認証書の写し	
県税の納税証明書（ただし、県税の納税義務が発生する者）	令和9年1月31日
その他知事が必要と認める書類	

4 その他

本要領により難い事項については知事の承認等を受けるものとする。

附 則

この要領は令和8年1月22日から施行する。